# I P 通信網サービス契約約款 別冊(OCN ひかり電話サービス) 【現改比較表】 2023年3月1日現在

~2023年3月31日

2023年4月1日~

目次~第9章(略)

第10章 雑則

(契約者の氏名の通知等)

第41条 OCN ひかり電話契約者は、OCN ひかり電話協定事業者(そのOCN ひかり電話契 約者と他社相互接続通信(OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいま す。以下同じとします。)に係る契約を締結している者に限ります。)から請求があったと きは、当社がそのOCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのOCN ひかり電話協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 (略)

3 OCN ひかり電話契約者(相互接続通信の利用者を含みます。)は、OCN ひかり電話利 用回線から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、 その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等(契約事業者の電話サービス契約約款 に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、その通信の着信に係る契 約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付し約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付 加機能を利用するOCN ひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあるこ とについて、同意していただきます。

(注1)(略)

(注2) 当社が別に定める番号は、次のとおりとします。

目次~第9章(略)

第10章 雑則

(契約者の氏名の通知等)

第41条 OCN ひかり電話契約者は、OCN ひかり電話協定事業者(そのOCN ひかり電話契 約者と他社相互接続通信(OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいま す。以下同じとします。)に係る契約を締結している者に限ります。)から請求があったと きは、当社がそのOCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのOCN ひかり電話協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 (略)

3 OCN ひかり電話契約者(相互接続通信の利用者を含みます。)は、OCN ひかり電話利 用回線から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、 その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等(契約事業者の電話サービス契約約款 に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、その通信の着信に係る契 加機能を利用するOCN ひかり電話契約者の指定するメールアドレスに送信することがあるこ とについて、同意していただきます。

(注1)(略)

(注2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。

### ~2023年3月31日

### 2023年4月1日~

・ディジタル方式の自動車・携帯電話の番号、PHSの番号、地域系事業者の契約者回線番

#### 号(一部を除く)等

・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

### 別記

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
(略)	(略)
4 <u>PHS事業者</u>	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条
	第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われ
	る無線通信を提供する電気通信事業者

17~18(略)

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を	料金を	料金の支払い	料金に関する
	定める	請求す	を要する者	その他の取扱
	事業者	る事業		()
		者		

・ディジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者回線番号(一部を除く)

## 等

・「公衆電話」、「非通知」、「表示圏外」等の通知できない理由

### 別記

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者		内 容
(略)	(略)	
4 削除	削除	

17~18 (略)

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を	料金を	料金の支払い	料金に関する
	定める	請求す	を要する者	その他の取扱
	事業者	る事業		L)
		者		

~2023年3月31日							2023年4月1日~					
1	発信側の電気通信設備: 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備:	当社		その通信(その OCN ひかり電話 契約者以外の者が				発信側の電気通信設備: 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備:	当社	当社	その通信(その OCN ひかり電話 契約者以外の者が	
	端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等(中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通			行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。)の発信に係るOCN ひかり電話契約者				端末系事業者、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等(中継事業者に係る電気通信設備については、KDDI株式会社のダイヤルアップルータに係る電気通信設備に限りま			行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。)の発信に係るOCN ひかり電話契約者	
(略)	信設備に限ります。) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	す。) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	発信側の電気通信設備: PHS事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備: 接続契約者回線等	事業者	同左	-	そのPHS事 業者の契約約 款等に定める ところにより ます。		4	削除	削除	削除	削除	削除
					_							_

# ~2023年3月31日 2023年4月1日~

### 料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

2 料金額

2-2 付加機能使用料

		区分	単位	料金額(月額)					
発信	基木	この機能を利用するOCN ひかり電話	1のOCN	400円					
発信番号表示機能	基本機能	利用回線へ通知される発信者電話番	ひかり電話	(税込価格 440 円)					
表示機		号等(契約事業者の電話サービス契	利用回線ご						
能		約約款に規定する電話番号その他当	とに						
		社が別に定める番号等をいいます。)							
		を受信することができる機能							
	(略)	(略)	(略)	(略)					
	—— 備 考	当社は、発信電話番号等を通知してかい	け直してほしい	旨の案内により自					
	7	   動的に応答する通信について、着信した	に時刻から一定	時間経過後、その					
		通信を打ち切ります。							
		(注1)当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。							
		(1) ディジタル方式の自動車・携帯電詞	舌の番号、 <u>PH</u>	Sの番号、地域系					
		事業者の契約者回線番号(一部を除	余く)等						

### 料金表

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

2 料金額

2-2 付加機能使用料

	וואנזנו	或形(文/ <b>円</b> /千								
		区分	単位	料金額(月額)						
発信	基本	この機能を利用するOCN ひかり電話	1のOCN	400円						
番号	基本機 能	利用回線へ通知される発信者電話番	ひかり電話	(税込価格 440 円)						
発信番号表示機能		号等(契約事業者の電話サービス契	利用回線ご							
能		約約款に規定する電話番号その他当	とに							
		社が別に定める番号等をいいます。)								
		を受信することができる機能								
	(略)	(略)	(略)	(略)						
	備考	当社は、発信電話番号等を通知してかり	ナ直してほしい け	旨の案内により自						
	75	動的に応答する通信について、着信した	た時刻から一定	時間経過後、その						
		通信を打ち切ります。								
		(注1)当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。								
		(1) ディジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者								
		回線番号(一部を除く)等								

	~2023年3月31日	3			2023年4月1日~			
迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった 1の登録応 200円 OCN ひかり電話契約者のために、登録応 答装置ごと (税込価格 220円) 答装置 (そのOCN ひかり電話契約の契約 に		迷惑電話お断り機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった 1の登録応 200円 OCN ひかり電話契約者のために、登録応 答装置ごと (税込価格 220円) 答装置(そのOCN ひかり電話契約の契約 に 者が指定した契約者回線番号等(当社が別に定めるものに限ります。)を登録し、その 登録された番号からの以後の着信に対して お断りする旨の案内を自動的に行うため に、I P通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。以下同じとします。)を利用して提供する機能				
	備 1~9 (略) (注) 当社が別に定めるものは、次のとなる。 -部のPHSの番号等を除く番号	おりとします。			備考       1~9 (略)         (注) 当社が別に定めるものは、次のとおりとします。         一部の国際通信に係る番号等を除く番号			
着信お知らせメール機能	2 当社は、当社が送信する電子メールにつ		番号その他当社が別	着信お知らせメール機能	2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話			

~2023年3月31日							2023年4月1日~			
		(注2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。 (1) ディジタル方式の自動車・携帯電話の番号、PHSの番号、地域系事業者の契約者回線番号(一部を除く)等						(注2) 当社が別に定める番号等は、次のとおりとします。 (1) ディジタル方式の自動車・携帯電話の番号、地域系事業者の契約者 回線番号(一部を除く)等		
着信課金機能	(略)	(略)	(略)	(略)		着信課金機能	(略)	(略)	(略)	(略)
機能	備考	略			機能	備考	1~3(略) 4 この機能を利用している契約者回線により行う通信は、一般通信(おおむす。)、移動体通信(映像通信機能を公衆通信に限ります。 5 当社は、OCN ひかり電話契約者が信を着信できる取扱いを行います。こす。	ね3kHzの帯域 利用した通信を ら請求があっ <i>1</i>	による通話に限りま 上除きます。)又は こときは、移動体通	

~2023年3月31日	2023年4月1日~

## 第2 通信料

## 1適用

区分			内 容						
(1)国内通	国区	国内通信には、次の種類があります。							
信の種類		種類	内容						
		(略)	(略)						
	4 <u>PHS通信</u>		PHS接続(OCN ひかり電話協定事						
			業者が設置する電気通信設備であっ						
			て、電波法施行規則第6条第4項第						
			6号に規定するPHSの陸上移動局						
			との間で行われる無線通信に係るも						
			のをいいます。以下同じとします。)_						
			に係る他社相互接続通信を伴って行						
			われる通信						
	_								

- 2 料金額
- 2-1 国内通信に係るもの
- (4)PHS通信に係るもの

料金種別	単位	料金額
通信料	1分ま でごと に	<u>10 円</u> (税込価格 11 円)

## 第2 通信料

## 1 適用

区分	内 容		
(1)国内通	国内通信には、次の種類があります。		
信の種類	種類	内容	
	(略)	(略)	
	4 削除	削除	

- 2 料金額
- 2-1 国内通信に係るもの
- (4) 削除

~2023年3月31日		2023年4月1日~
上記通信料のほかに通信1回ごとに	(税込価格 11 円)	
(5) 着信課金機能に係る通信料		(5) 着信課金機能に係る通信料
ウ PHS通信に係るもの		ウ <u>削除</u>
料金種別	<u>料金額</u>	
<u>通信料金</u> <u> </u>	欠の秒数までごとに 10 円 (税込価格 11 円)	
	60 秒	
上記の通信料金のほか通信1回ごとに	<u>10円</u> (税込価格 11円)	